

鑑定評価員等業務仕様書

1 鑑定評価業務の従事者の区分等

(1) 従事者の区分

イ 鑑定評価員

路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めるための鑑定評価を行う不動産鑑定士。

ロ 主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、原則として税務署の管轄区域等に基づき各県を区分した地域（以下「ブロック」という。）別に行う鑑定評価員会議（以下「ブロック別鑑定評価員会議」という。）において、会議の主催等を行う不動産鑑定士。

ハ 副主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、ブロック別鑑定評価員会議において、主幹鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士。

ニ 統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、県別に行う鑑定評価員会議（以下「県別鑑定評価員会議」という。）において、同会議の主催等を行う不動産鑑定士。

ホ 副統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、県別鑑定評価員会議において、統括鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士（以下、鑑定評価員、主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を併せて「鑑定評価員等」という。）。

（注）鑑定評価員会議の担当区域は、本仕様書末尾の「令和5年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域」による。

(2) 従事者資格

次のイからホまでの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。

イ 不動産鑑定業者である不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士であること。

ロ 過去3年間（平成31年1月1日から令和3年12月31日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。）を年間5件以上行っていること。

なお、不動産鑑定士補となるために必要な実務経験及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「不動産鑑定評価法」という。）第14条の2に規定する実務修習で実施した不動産の鑑定評価は算入しない。

ハ 不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合は、令和4年7月1日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。

ニ 鑑定評価員会議の運営に協力し、公的土地評価相互の均衡に十分配慮することができる者であること。

ホ 鑑定評価員会議の運営に当たっては、主幹又は副主幹の指示に従うこと。

2 鑑定評価員等の選任基準

1の(2)に掲げる条件のいずれにも該当し、かつ、鑑定評価員等へ選任されることを希望する者の中から、次の(1)から(3)までの鑑定評価員等の区分に応じて定めた基準により選任する。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、土地評価精通者への希望の有無、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

(1) 鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じて選任する。

イ 一般の鑑定標準地(特定の鑑定標準地以外の鑑定標準地をいう。以下同じ。)に係る鑑定評価員

ブロックごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) ブロック内の地価公示の標準地の鑑定評価を行っている者

(ロ) ブロック内の県の基準地の鑑定評価を行っている者

(ハ) ブロック内の固定資産税標準宅地の鑑定評価を行っている者

(ニ) 過去において(イ)ないし(ハ)に掲げる公的土地評価の経験がある等、ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

(ホ) その他ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

大規模工場用地(工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が5万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)及びゴルフ場用地等(ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。)の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) 大規模工場用地

A 名古屋国税局(以下「当局」という。)の管轄区域内の大規模工場用地の鑑定評価の実績等から、大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

B その他当局の管轄区域内の大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

(ロ) ゴルフ場用地等

A 当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

B その他当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(2) 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

各ブロック内の地価公示、県地価調査等の公的土地評価に係る役職経験がある等、各ブロック内の地価事情に特に精通していると認められる者について、ブロックごとに主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員の順に選任する。

(注) 主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員に選任する者は、統括鑑定評価員又は副統括鑑定評価員に重複して選任する場合がある。

(3) 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

各県内の地価公示分科会幹事会の代表幹事、地価調査分科会幹事会の代表幹事等の公的土
地評価の役職経験がある等、各県内の地価事情に特に精通していると認められる者について、
各県ごとに統括鑑定評価員、副統括鑑定評価員の順に選任する。

(4) 鑑定評価員等の選任の取消し等

当局資産評価官が選任した鑑定評価員等について、(1) から (3) までの選任基準及び 1
(2) の従事者資格に該当しないこととなった場合は、当局資産評価官の判断によりその選
任を取り消す。

なお、当局資産評価官の選任した鑑定評価員等が不動産鑑定評価法第 40 条の規定による懲
戒処分を受けた場合についても同様とする。

また、令和 4 年 7 月 1 日から当局資産評価官が鑑定評価員等を選任するまでの期間に不動
産鑑定評価法第 40 条の規定による懲戒処分を受けた者については、鑑定評価員等への選任は
行わない。

3 鑑定評価業務の内容

(1) 鑑定評価員

イ 一般の鑑定標準地に係る鑑定評価員

当局資産評価官又は同人が指定する者（以下「局資産評価官等」という。）から鑑定評価
を依頼された鑑定標準地について、更地の正常価格並びに借地権の正常価格及び借地権割
合（以下、併せて「鑑定評価額等」という。）の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額（案）調書の作成

ブロック別鑑定評価員会議（複数回開催するブロックにあつては、第一回会議をいう。

(ハ) において同じ。）開催前の見込価額及び見込借地権割合（以下、併せて「概報評価
額（案）」という。）を記載した概報評価額（案）調書を作成する。

(ロ) 概報評価額（案）調書の提出

(イ) で作成した概報評価額（案）調書を、その鑑定評価員を構成員とするブロック
別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ハ) 概報評価額調書等の作成

ブロック別鑑定評価員会議開催後の見込価額及び見込借地権割合（以下、併せて「概
報評価額等」という。）を記載した概報評価額調書並びに鑑定標準地の価格一覧表（概報
評価額等に基づくもの）を作成する。

(ニ) 概報評価額調書等の提出

(ハ) で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、その鑑定評価員を
構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ホ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員からの召
集を受けて同会議へ出席する。

(ヘ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を書面又は電磁的記録により作成する。

(ト) 鑑定評価書の内容確認

別途局資産評価官等が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(チ) 鑑定評価書等の提出

(ヘ) で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び(ト)の鑑定評価書確認書等（以下、(チ)において「鑑定評価書等」という。）を提出する。

なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、(ロ)の概報評価額（案）調書の提出前までに主幹鑑定評価員等へその旨申し出ること。

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

局資産評価官等から鑑定評価を依頼された特定の鑑定標準地について鑑定評価を行う。

なお、大規模工場用地は更地の正常価格（その大規模工場用地が5万平方メートルであるとした場合の価格を含む。）並びに借地権の正常価格及び借地権割合の鑑定評価を行い、ゴルフ場用地等はゴルフ場用地等としての正常価格の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額（案）調書の作成

概報評価額（案）を記載した概報評価額（案）調書を作成する。

(ロ) 概報評価額（案）調書の提出

(イ) で作成した概報評価額（案）調書を、その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ハ) 概報評価額調書等の作成

概報評価額等を記載した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を作成する。

(ニ) 概報評価額調書等の提出

(ハ) で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ホ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員からの召集を受けて同会議へ出席する。

(ヘ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を書面又は電磁的記録により作成する。

(ト) 鑑定評価書の内容確認

別途局資産評価官等が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(チ) 鑑定評価書等の提出

(へ) で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び(ト) の鑑定評価書確認書等(以下、(チ) において「鑑定評価書等」という。) を提出する。

なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とするブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、(ロ) の概報評価額(案) 調書の提出前までに主幹鑑定評価員等へその旨申し出ること。

(注) 1 鑑定評価員会議

鑑定評価員会議は、鑑定標準地の鑑定評価額がバランスのとれた適正なものとなるように、鑑定評価員等を構成員としてブロック別及び県別に行う。

なお、鑑定評価員会議には、当局資産評価官の職員及びその鑑定評価員会議が担当する区域の評価事務を行う税務署の評価担当職員が出席する。

(1) ブロック別鑑定評価員会議

ブロック別鑑定評価員会議は、そのブロック内の鑑定標準地の鑑定評価を行う鑑定評価員、主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を構成員とする。

(2) 県別鑑定評価員会議

県別鑑定評価員会議は、その県内のブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員並びにその県の統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする。

2 鑑定評価は、不動産鑑定評価法並びに不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準の運用上の留意事項(国土交通事務次官通知) 等の、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たって準拠すべきとされるもの(以下「不動産鑑定評価基準等」という。) に基づいて行う。

3 鑑定評価の価格時点は、令和5年1月1日とする。

4 調査範囲等条件として、土壌汚染、埋蔵文化財及び地下埋設物を考慮外としての鑑定評価を行う。

5 借地権の鑑定評価に当たり、借地権の取引事例がない等の理由で鑑定評価を行うことができない場合は、次の事項を記載した書類を作成する。

(1) 鑑定評価によらなかった理由(不動産鑑定評価基準等により難しい理由)

(2) 調査経過

(3) 鑑定標準地の属する地域における標準的な借地契約等に基づいた場合の借地権の正常価格(割合) の査定根拠

6 概報評価額(案) 調書、概報評価額調書、鑑定標準地の価格一覧表及び鑑定評価書の作成に当たっては、別途指示する様式及び作成要領に基づいて行う。

(2) 主幹鑑定評価員

(1) のイの(イ)、(ハ)、(ヘ) 及び(ト) 並びに同ロの(イ)、(ハ)、(ヘ) 及び(ト) の鑑定評価員の業務に加えて次のイからチまでの業務を行う。

イ 局資産評価官等との協議

ブロック別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び

資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

ロ 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

ハ 概報評価額（案）調書の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額（案）調書を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

ニ 概報評価額調書等の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

ホ ブロック別鑑定評価員会議の主催等

（イ）ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を召集し、同会議を主催する。

（ロ）ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員相互の意見が相違する場合は、鑑定標準地の価格一覧表に自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を記載して局資産評価官等へ提出する。

ヘ 鑑定評価書等の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

なお、別途、局資産評価官等から指示があった場合はこの限りでない。

ト 県別鑑定評価員会議への出席

その主幹鑑定評価員が担当するブロックの存する県の統括鑑定評価員からの召集を受けて県別鑑定評価員会議へ出席する。

チ 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

その主幹鑑定評価員が担当するブロック内における、市区町村ごとの鑑定評価員名及び担当地点数並びに電磁的記録により鑑定評価書等を提出する申し出があった鑑定評価員名の一覧表（以下、併せて「鑑定標準地数等一覧表」という。）を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は、別途指示する。

（３）副主幹鑑定評価員

（１）の鑑定評価員の業務に加え、（２）の主幹鑑定評価員の業務の補佐を行う（県別鑑定評価員会議への出席を含む。）。

（４）統括鑑定評価員

（１）の鑑定評価員の業務に加え、次のイ及びロの業務を行う。

イ 局資産評価官等との協議

県別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

ロ 県別鑑定評価員会議の主催等

(イ) 県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等を召集し同会議を主催する。

(ロ) 県別鑑定評価員会議において鑑定評価員等相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員等相互の意見が相違する場合は、自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を局資産評価官等へ連絡する。

(5) 副統括鑑定評価員

(1) の鑑定評価員の業務に加え、(4) の統括鑑定評価員の業務の補佐を行う。

4 提出書類及び提出期限等

	提出書類	提出期限	提出先
1	概報評価額（案）調書	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
2	概報評価額調書	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
3	鑑定標準地の価格一覧表 （概報評価額等に基づくもの）	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
4	鑑定評価書 （鑑定評価書確認書等を含む）	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
5	鑑定標準地の価格一覧表 （鑑定評価額等に基づくもの）	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
6	鑑定標準地数等一覧表	令和4年12月16日（金）	別途指示する
7	局資産評価官等が指示する書類	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等

(注) 主幹鑑定評価員は、その主催する鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等の上表「提出書類」欄の1から5までに掲げる提出書類を取りまとめ、「提出先」欄に掲げる者に提出する。

5 受託者の条件

次の(1)から(3)までの条件のいずれにも該当する不動産鑑定業者とする。

(1) 不動産鑑定評価法第22条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(2) 令和4年7月1日時点において、不動産鑑定評価法第41条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していない等、適正な鑑定評価の実施に支障を生じるおそれがあると認められる不動産鑑定業者でないこと。

(3) 1の(2)のロからニまでの条件を充足する不動産鑑定士が従事する不動産鑑定業者（その不動産鑑定士が不動産鑑定業者である場合を含む。以下同じ。）であること。

6 報酬

次の（１）から（３）までの区分に応じて定めた金額とする。

なお、次の（１）から（３）までに掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（１）鑑定評価員

鑑定評価を依頼された鑑定標準地について１地点当たり次表の金額とする。

鑑定標準地の区分	単 価
一般の鑑定標準地	73,900円
特定の鑑定標準地	96,600円

（２）主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について１地点当たり（１）の表に掲げる金額

ロ 21,850円（ブロック別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

（３）統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について１地点当たり（１）の表に掲げる金額

ロ 21,850円（県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

（注）主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員を兼任する者には、（２）のロの金額を加算する。

7 契約先

鑑定評価員等が主幹又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

8 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容の維持

鑑定評価員等及び当局と契約を結ぶ不動産鑑定業者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

9 依頼の取消し等

次に掲げる事由が生じた場合は、鑑定評価員等業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払は行わない。

なお、一部の業務が終了していたとしても、最終成果物である鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する前（電磁的記録により提出する場合は、局資産評価官等から別途指示を受けた場所への提出する前。）に次に掲げる事由に該当することとなった場合においても同様とする。

（１）依頼した鑑定評価員等業務の完了見込みがない場合

（２）５（１）の受託者の条件に該当しないこととなった場合

- (3) 不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第 30 条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合
- (4) 鑑定評価員等が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 40 条に基づく懲戒処分を受けた場合
- (5) 不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第 41 条に基づく監督処分を受けた場合
- (6) 局資産評価官等の指示に従わない場合等、その他鑑定評価業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (7) (1) から (6) までの処理は、全て当局資産評価官の指示に従うものとし、当該指示に対して異議を申し立てないこと。

10 情報の公開

4 の表の「提出書類」欄に掲げる書類（鑑定標準地数一覧表を除く。）は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める路線価等の評価根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

11 その他

- (1) 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」の記載内容に変更があった場合は、局資産評価官等へ直ちに連絡する。
- (2) 鑑定評価を依頼する鑑定標準地は、令和 4 年 11 月中旬までに、局資産評価官等が指示する。
- (3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、局資産評価官等が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。
また、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料は、鑑定評価書等の提出後、局資産評価官等の指示に従い返却する。
- (4) 局資産評価官等が開催する説明会及び打合せ会等に参加する。
なお、出席に伴う交通費等は、自己の負担とする。
- (5) 当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力すること。
なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡すること。
- (6) 本仕様書に定めがないものは、局資産評価官等の指示に従う。

令和5年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域

県名	ブロック名	ブロック別鑑定評価員会議の担当区域
岐阜県	岐阜 A	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村
	岐阜 B	岐阜市、高山市、関市、美濃市、山県市、飛騨市、郡上市、下呂市、岐南町、笠松町、白川村
	岐阜 C	大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡 A	静岡市(葵区、駿河区、清水区)、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
	静岡 B	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町
	静岡 C	浜松市(中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区)、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
愛知県	愛知 A	名古屋市(千種区、東区、中村区、中区、熱田区)
	愛知 B	名古屋市(中川区、港区、南区)、東海市、弥富市、蟹江町、飛島村
	愛知 C	名古屋市(昭和区、瑞穂区、緑区、天白区)、豊明市、日進市、長久手市
	愛知 D	名古屋市(守山区、名東区)、春日井市、尾張旭市
	愛知 E	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、あま市、大治町
	愛知 F	名古屋市(北区、西区)、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
	愛知 G	半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	愛知 H	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
	愛知 I	岡崎市、幸田町
	愛知 J	瀬戸市、豊田市、みよし市、東郷町
愛知 K	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	
三重県	三重 A	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	三重 B	津市、鈴鹿市、名張市、亀山市、伊賀市
	三重 C	伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町